

第 7 2 回 上越地区中学校駅伝競走大会
第 3 6 回 上越地区中学校女子駅伝競走大会
兼 第 3 6 回 新潟県中学校総合体育大会駅伝競走大会上越地区予選会

＜ 競 技 注 意 事 項 ＞

- 1 本大会は 2 0 2 6 年日本陸上競技連盟競技規則駅伝競走規準、同競技規則及びに本大会規定による。
- 2 アスリートビブスは、大会事務局より配布されたものを胸部と背部に確実に結着すること。
また、第 1 区走者は配布された腰ナンバー標識を両腰に付けること。
- 3 競技者の招集時刻・場所について
スタート時刻及び各中継所通過予定時刻の 20 分前開始し、10 分前に完了する。競技場内「招集テント」で役員の点呼で行う。
- 4 競技について
 - (1) 競技者は指定されたコースを走る。大会役員の指示がある場合は、それに従うこと。
 - (2) 次走者への引き継ぎが終わった競技者は、すみやかに役員の指示により、コース外に出ること。
 - (3) 競技中「たすき」は肩から斜めわきにかけて走るものとし、肩にかけていないものは失格の対象になる。但し、中継所前後は手に持って走ってもよいが、「たすき」引き継ぎ以降はできるだけ早く肩にかけること。前走者が「たすき」を外すのは中継線手前 4 0 0 m から、次走者が「たすき」をかけるのは中継後 2 0 0 m までをおおよそ目安とする。
 - (4) 「たすき」の引き継ぎは、中継線より進行方向に 2 0 m の引き継ぎゾーン内で行い、手から手へ確実に受け渡しすること。なお、「たすき」を受け継ぐ時間になったら審判員の指示を受け、待機ゾーンに入り、中継線より進行方向（黄色待機線）に位置しなければならない。
 - (5) 競技者が途中で競技を続行できなくなったり、医務員などにより競技の中止を命じられたりした場合、当該チームのその区間の競技を無効とする。その後、審判長の指示に従い、次区間走者から再び競技を続行することができる。また、無効となった区間以外の区間の記録は認められる。再スタートの時刻は、審判長の判断で中継所主任の指示によってスタートする。
 - (6) 第 1 区走者の出発は次のように行う。
出発の 1 0 分前、5 分前、3 分前、1 分前、3 0 秒前、2 0 秒前、1 0 秒前、「オン・ユア・マークス」と通告し、スタートの合図（ピストルの号砲）で出発する。
 - (7) スタート位置は、プログラムに記載されている順に並ぶ。
 - (8) 繰り上げスタートは、先頭と 1 0 分の差がでた時、審判長の指示で行うことがある。その場合は、白色の「たすき」を用いる。
 - (9) 伴走は一切禁止する。伴走したと認められたときはそのチームは失格とする。
- 5 その他
 - (1) レース中に生じたけがなどについては、応急処置のみを行う。
 - (2) 荷物は学校のテントで管理すること。
 - (3) コース閉鎖時刻以降は、コース内への立ち入りはできない。招集を終えた選手のウォーミングアップは、指定された場所のみとする。

女子コース 5 区間 全長 11.0km	招集開始時刻	招集完了時刻	先頭通過予定時刻
1 区 (3.0km)	1 0 : 5 0	1 1 : 0 0	スタート時刻 1 1 : 1 0
2 区 (2.0km)	1 1 : 0 1	1 1 : 1 1	中継点通過 1 1 : 2 1
3 区 (2.0km)	1 1 : 0 8	1 1 : 1 8	中継点通過 1 1 : 2 8
4 区 (2.0km)	1 1 : 1 5	1 1 : 2 5	中継点通過 1 1 : 3 5
5 区 (2.0km)	1 1 : 2 2	1 1 : 3 2	中継点通過 1 1 : 4 2

フィニッシュ予定時刻 1 1 : 4 9

男子コース 6 区間 全長 13.0km	招集開始時刻	招集完了時刻	先頭通過予定時刻
1 区 (3.0km)	1 2 : 4 0	1 2 : 5 0	スタート時刻 1 3 : 0 0
2 区 (2.0km)	1 2 : 4 8	1 3 : 5 8	中継点通過 1 3 : 0 8
3 区 (2.0km)	1 2 : 5 4	1 3 : 0 4	中継点通過 1 3 : 1 4
4 区 (2.0km)	1 3 : 0 0	1 3 : 1 0	中継点通過 1 3 : 2 0
5 区 (2.0km)	1 3 : 0 6	1 3 : 1 6	中継点通過 1 3 : 2 6
6 区 (2.0km)	1 3 : 1 2	1 3 : 2 2	中継点通過 1 3 : 3 2

フィニッシュ予定時刻 1 3 : 3 8